

◎新潟県告示第276号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

平成25年3月1日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画区域の名称
村上都市計画区域
- 2 都市計画区域の変更に係る土地の区域
 - (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
新潟県村上市
長政字上野、切田字入出野、字北田及び坂町字大道端の各一部
 - (2) 都市計画区域から除外される土地の区域
新潟県胎内市
平木田字山下、近江新字山下、字野添及び字土手下の各一部